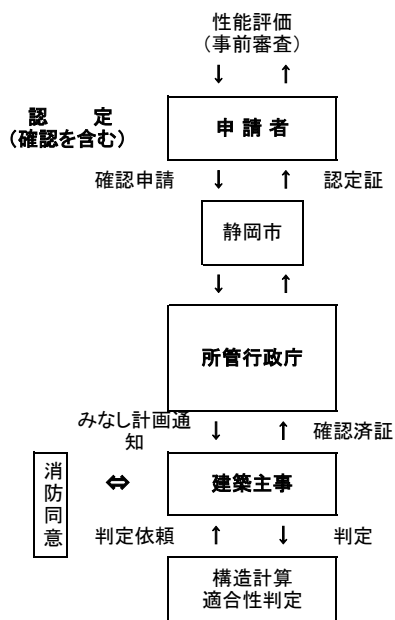


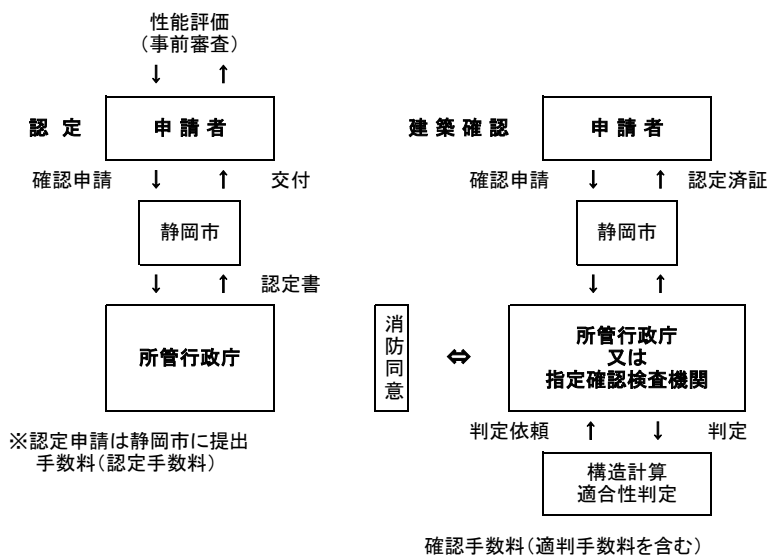
□建築環境基準への適合審査を伴う場合(法第6条)



※認定申請は静岡市に提出
手数料(認定手数料+確認手数料(適判手数料を含む))

- 利点
 - ・一括手続きが図れる。(手数料も一括納付)
- 課題
 - ・手続きは、行政庁のみ。
 - ・認定が取消された場合には、確認済証も取消しとなり工事が継続できない。

□建築基準環境規定への適合審査を伴わない場合(推奨認定方法/法第5条)



※認定申請は静岡市に提出
手数料(認定手数料)

- 利点
 - ・認定が取消された場合でも、工事が継続できる。
 - ・建築確認と性能評価は、民間機関でも可能。
 - ・検査手続きが簡素化できる
- 課題
 - ・手続きが煩雑となる。(手数料はそれぞれで納付)